

議第28号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「における一般被保険者が

属する」を「における」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改める。

第14条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の3ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第14条の7第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」及び「一般被保険者が属する」を削る。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「290,000円」を「295,000円」に改め、同条第2項中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第17条の5第3項後段及び第7項後段中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

退職被保険者に係る費用の調整に関する経過措置が廃止されることに伴い規定を整備する等の必要があるので提案する。